

# 地方公共団体に対する寄附金税制の見直し(案)

現 行

改 正 案

〔寄附金控除の対象となる地方公共団体の範囲〕

都道府県又は市区町村

都道府県又は市区町村

〔控 除 方 式〕

所得控除方式

税額控除方式

〔 控 除 率 〕

(適用対象寄附金 × 税率)  
(10%) の軽減効果

地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除

〔税額控除額の計算方法〕

①と②の合計額を税額控除

① [ 地方公共団体 に対する寄附金 - 5千円 ] × 10%

② [ 地方公共団体 に対する寄附金 - 5千円 ] × [ 90% - 0~40% ]

〔寄附者に適用される  
所得税の限界税率〕

②の額については、個人住民税所得割の額の1割を限度

〔控除対象限度額〕

総所得金額等の25%  
(地方公共団体に対する寄附金  
以外の寄附金との合計額)

総所得金額等の30%  
(地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)

〔 適 用 下 限 額 〕

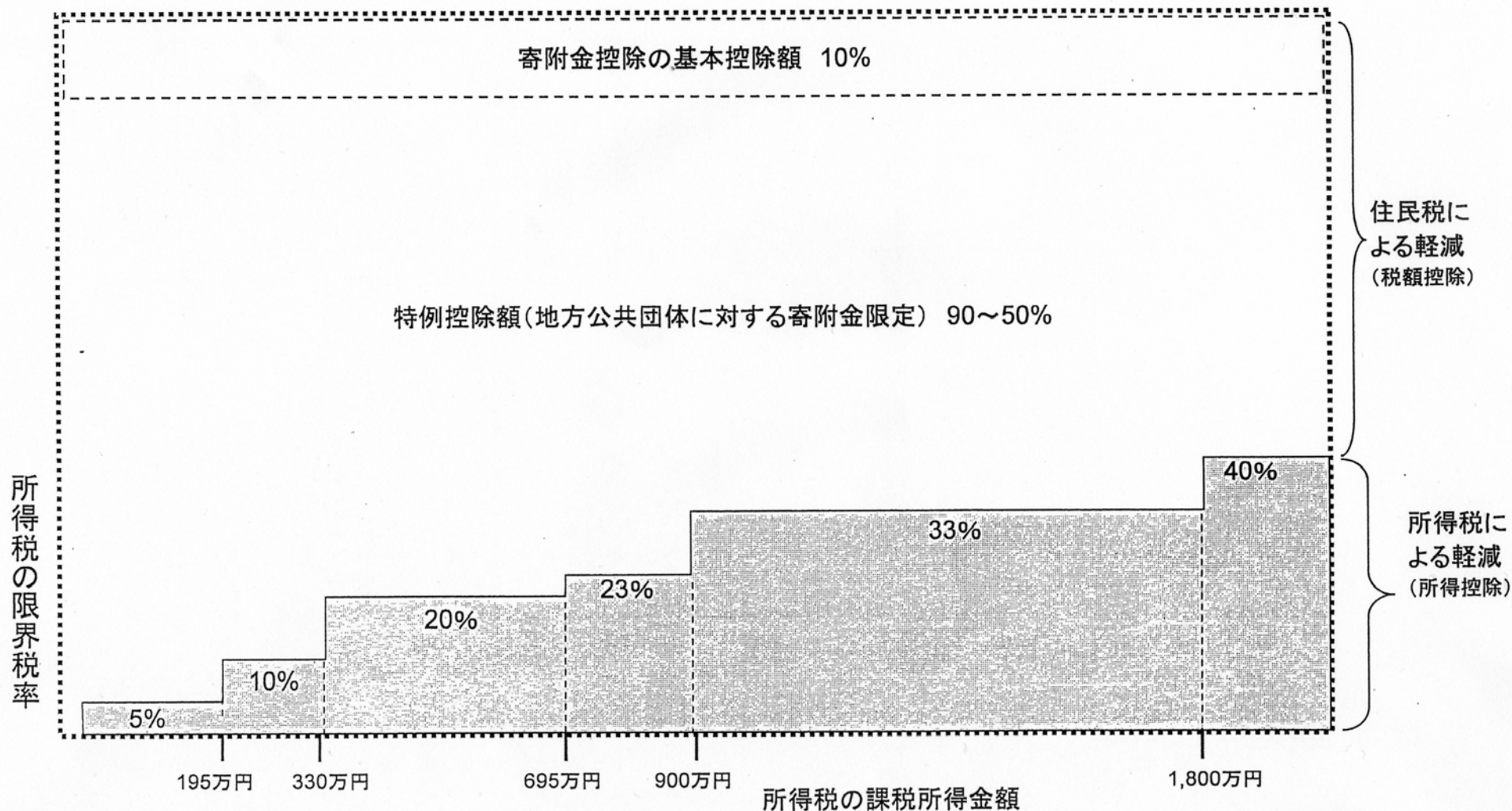
10万円

5千円



## 地方公共団体に対する寄附金の控除イメージ

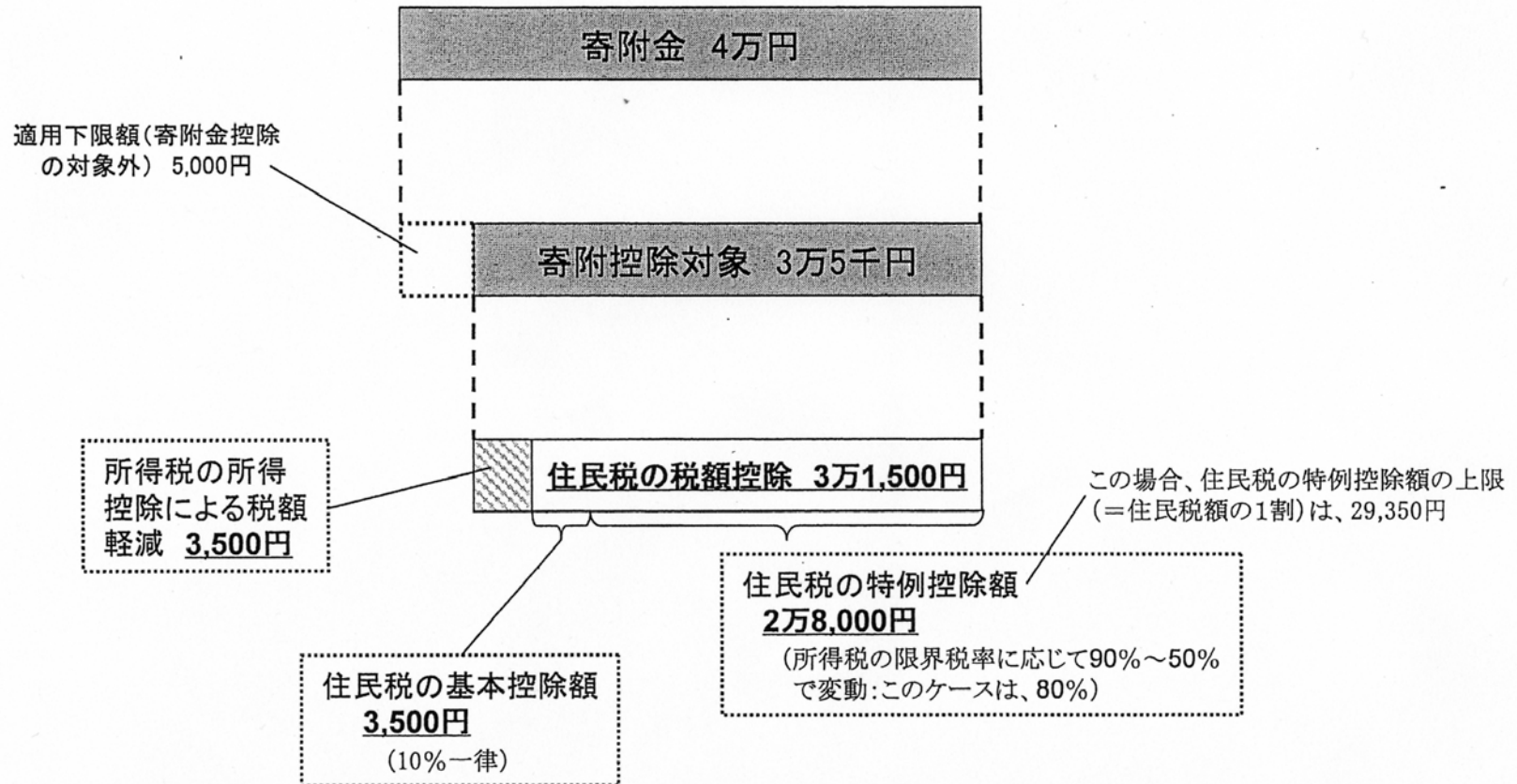
- 所得税における所得控除の適用状況に応じ、住民税の税額控除率(100%~60%)が変化
- 適用下限額(5,000円)を超える額を所得税、住民税合わせて全額控除
- 住民税における特例控除額の上限は、個人住民税所得割の1割



# 寄附金控除の計算イメージ(具体例)

給与収入700万円で夫婦子2人のケース

所得税の限界税率10%  
住民税額 293,500円



(注) 特例控除額の上限(住民税額の1割)を超えても基本控除額は適用されるが、地方公共団体以外に対する寄附金とあわせて、住民税の寄附金控除の対象となる寄附金の限度額(控除対象限度額)は総所得金額等の30%である。